

【チェックシートの趣旨】

- 利用者に適切なサービスを提供するためには、事業所自らが自主的に運営状況や提供するサービスを自己評価し、常にサービスの質の向上を図ることが重要です。
- 本チェックシートは、共同生活援助事業所が「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を踏まえて適切にサービスを提供できているかを自己評価するためのものです。
- 各チェック項目について「はい」又は「いいえ」のどちらかに○を記入するとともに、事業所として工夫している点や改善が必要だと思われる点などについて記入してください。
- 自己評価の結果は、事業所内の職員で共有し、サービスの改善に向けて検討を行ってください。また、地域連携推進会議において報告し、構成員から客観的な助言を得るなど、自己評価の結果を有効に活用してください。

分類	No.	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点・改善が必要 だと思われる点など	ガイド ライン ページ
人員 配置	1	指定基準第208条に定められる従業者の人員の配置基準は満たしているか。	○			9-11
	2	利用者に対して適切なサービスを提供するために、適切な従業者の勤務体制が構築されているか。	○			13.14
設備	3	共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるか。	○			14.15
	4	共同生活住居は、1以上のユニットを有しているか。また、ユニットには、室及び居室に近接しても受けられる相互に交流を図ることができる設備（居間、食堂等）が設けられているか。	○			14.15
	5	居室面積は収納設備等を除き、7.43㎡以上となっているか。また、収納設備は別途確保するなど、利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとなっているか。	○			14.15
	6	共同生活住居の構造及び設備は、例えば車いすの利用者がいる場合は、廊下幅の確保や段差の解消のバリアフリー化を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものとなっているか。	○			15.16
	7	居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものとなっているか（単にカーテンや簡易なパネル等で仕切られた空間はとっていないか。）。	○			15.16
	8	共同生活援助事業所の定員は4人以上となっているか。	○			15
	9	共同生活住居の定員は2人以上10人以下となっているか（既存の建物を活用する場合は2人以上20人以下、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市及び中核市の市長）が特に必要と認めた場合は21人以上30人以下となっているか）。	○			15

	10	ユニットの入居定員は2人以上10人以下になっているか。	○			15
	11	一の居室の定員は1人となっているか（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる）。	○			15
	12	サテライト型住居の設備は次のとおりとなっているか。 ・定員を1人とすること ・日常生活を営む上で必要な設備を設けていること ・居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上とすること			対象外	15.16
	13	サテライト型住居は、利用者が通常の交通手段を利用して本体住居との間を概ね20分以内で移動できる距離に設置されているか（ただし、一律に移動時間だけで判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること）			対象外	16
利用者負担額等の受領	14	利用者から受領する利用者負担額の範囲は、指定基準に定められる次の範囲となっているか。 ①食材料費 ②家賃（特定障害者特別給付費を除いた額） ③光熱水費 ④日用品費 ⑤その他日常生活においても通常必要となるものであって、利用者負担させることが適当と認められる費用 （⑤の具体的な範囲：「利用者の希望によって身の回り品として日常生活に最低限必要と考えられる物品を事業者が提供する場合の費用（例：歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品）」又は「利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用（例：サービスの一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等）	○			17
	15	自己負担金の用途やそれを利用者から求める理由について、明確に利用者へ説明するとともに、利用者から同意を得ているか。	○			17.18
	16	利用者負担額について、契約書や重要事項説明書に明記しているか。	○			17.18
	17	食材料費は、食事の提供回数などを利用者とはあらかじめ確認した上で適当な徴収額を定めておくとともに、結果として事前に徴収した食材料費に残額が生じた場合は、利用者に残額を返金したり、今後の食材料費として適切に支出したりする等により、適切に取り扱っているか（光熱水費及び日用品費についても、食材料費と同様に適切に取り扱っているか）。	○			17.18

	18	家賃は、室料に相当する額となっているか。また、家賃額の設定に当たっては、利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費等を含み、公的助成の有無についても勘案すること）及び近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用を勘案しているか。	○			17.18
運営規程	19	次の事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ <input checked="" type="checkbox"/> 居定員 ④ 指定共同生活援助の内容 ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> 居に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害時対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類（定めている場合） ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ <input checked="" type="checkbox"/> の他運営に関する重要事項	○			18.19
緊急時等の対応	20	利用者の事故やけが、健康状態の急変等が生じた場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	○			19
	21	緊急時における対応方法についてのマニュアルを策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、あらかじめ設定された役割を果たすことができるように訓練しているか。	○			19
事故発生時の対応	22	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。			事例なし	19
	23	事故の状況及び事故に際して取った処置を記録しているか。			事例なし	19
非常災害対策	24	非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けているか。	○			19.20
	25	非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、それらを定期的に従業者に周知しているか。	○			19.20

非常災害 対策	26	火災等の災害発生時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制を取るよう職員に周知を徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを構築しているか。	○		地域住民との連携は課題	19.20
	27	利用者の障害種別や障害の特性に応じた災害時対応について、日頃から理解しているか。	○			19.20
	28	定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。また、訓練を行うに当たっては、地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うとともに、地域住民との連携体制を構築するため、できるだけ地域住民の参加が得られるようにしているか。	○			19.20
業務継続 計画の策 定等	29	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して共同生活援助を利用できるよう、共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を測るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。	○			20
	30	業務継続計画について、従業者に対して周知を行うとともに、定期的（年1回以上）な研修や訓練を実施しているか。	○			20
衛生管理 等	31	利用者及び従業者の感染症の予防や健康維持のために、従業者に対して常に清潔を心掛けさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底するとともに、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。	○			20.21
	32	感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する委員会を定期的（概ね3か月に1回以上）に開催しているか。	○			20.21
	33	従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）実施しているか。	○			20.21
業務管理 体制の整 備	34	法人において、運営する事業所数に応じて義務付けられている業務管理体制を整備しているか。また、適切な届出先に業務管理体制を届け出ているか。	○			21.22
協力医療 機関等	35	利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めているか。	○			22
苦情解決	36	利用者又はその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置（相談窓口、苦情解決の体制及び手順等の措置）を講じているか。	○			23

秘密保持	37	従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	○			23
	38	関係機関・団体に利用者や家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得ているか。また、ホームページや会報等に利用者や家族の写真や氏名を掲載する際には、利用者や家族の許諾を得ているか。	○			23
	39	従業者が職を辞した後も含めて、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者との雇用時等に取り決めるなど必要な措置を講じているか。	○			23
障害福祉サービス等情報公表制度	40	障害福祉サービス等情報公表制度に則り、指定権者である地方自治体へサービスの内容等を報告しているか。	○			24
利用契約	41	利用申込みがあった際に、正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	○			28
	42	入居前にあらかじめ利用申込者に対し、当該共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等、利用申込者が自身に適したサービスを選択するために必要な重要事項について交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。	○			28
個別支援計画の作成	43	サービス管理責任者は、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画に、サービス等利用計画における総合的な援助の方針や、利用者のアセスメントにより把握した利用者の状況及び利用者の暮らしに関する意向等を踏まえ、当該共同生活援助事業所が提供する具体的な支援内容等について検討し、共同生活援助計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき日々の支援を提供しているか。	○			28-30
	44	個別支援計画の策定に当たっては、利用者とその家族及び利用者へのサービス提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、利用者の希望する生活及びサービスに対する意向等を確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求めるとともに、利用者及びその家族に対して個別支援計画の原案の内容を説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	○			28-30
	45	作成した個別支援計画は、利用者及び利用者に対して計画相談支援を行う相談支援事業所へ交付しているか。	○			28-30

モニタリング	46	サービス管理責任者は、サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を利用者との面談により行うとともに、少なくとも6か月に1回以上は個別支援計画を見直すべきかの検討を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。	○			30
日常生活の支援	47	食事、衣服の洗濯、外出、排せつ、整容、入浴等の場面や、余暇活動への参加を選ぶ等の場面などの日常生活の支援において、従業者が利用者とのコミュニケーションを通して利用者の意向を聞き、その思いを受け止めた上で、支援方法を決定しているか。	○			30-33
	48	調理、洗濯その他の家事等は、原則として、利用者から従業者が家事等を共同で行うよう努めているか。また、全ての利用者に対して画一的な支援を行うのではなく、利用者それぞれの状態や希望を踏まえ、個別支援計画を基に利用者に応じて適切に支援内容を判断しているか。	○			30-33
	49	介護サービス包括型共同生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助は、当該共同生活援助事業所の従業者でない者による介護（付添い者や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護）を、利用者の負担によって受けさせていないか。			対象外	30-33
	50	利用者が利用する日中活動サービス事業所や就労先等との連絡調整を行うよう努めているか。	○			30-33
	51	必要に応じて、利用者それぞれの希望を尊重した上で余暇の過ごし方の提案や企画を行うなど、余暇活動に係る支援を行うよう努めているか。	○			30-33
	52	共同生活援助事業者は、郵便や証明書の交付申請等、利用者が日常生活を営む上で必要な手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難な場合、その都度利用者、その家族又は成年後見人の同意を得た上で代行しているか。	○			30-33
	53	常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めているか。			家族との交流事業は行っていない	30-33

退居	54	利用者の退居に当たっては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、市町村や相談支援事業所と連携し、転居先の確保、退居後の保健医療サービス又は福祉サービスの利用の検討等の退居に必要な支援を行っているか。			事例なし	33-34
	55	利用者から一人暮らし等の希望があった際は、地域で生活する上での希望や課題を利用者本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を行っているか。			事例なし	34-35
利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援	56	利用者から結婚・出産・子育てに関する希望があった際は、サービス管理責任者が意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の相談に応じているか。また、必要に応じて、個別支援計画の見直しを行っているか。その際、アパート等での生活を希望する場合には、住宅の確保やその他必要な支援を行っているか。			事例なし	36
研修の受講機会等の提供	57	従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保しているか。 *受講した研修も含めて記載	従業者全員が研修を受講している			38
合理的配慮の提供	58	利用者一人一人の障害の程度・特性等に応じ、合理的な配慮の提供を行っているか。 *工夫している点や対応できていない障害特性等も含めて記載	入居者全員の障害特性に対応できている		気分障害の方への声掛けが難しい	38
虐待防止の取組	59	虐待防止委員会を定期的（少なくとも年に1回）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。	○			38.39
	60	従業者に対する虐待の防止のための研修を定期的（年に1回以上）に実施しているか。また、新規採用時にも研修を実施しているか。	従業者全員が研修を受講している			38.39
身体拘束等の禁止	61	利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、従業者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等の行為（身体拘束等）を行っていないか。			事例なし	39.40
	62	やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態・時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録しているか。 また、身体拘束を行う利用者の個別支援計画に、身体拘束の様態・時間、緊急やむを得ない理由等について、利用者や家族に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載しているか。			事例なし	39.40
	63	身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を実施しているか。 ・身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催（少なくとも年に1回） ・身体拘束等の適正化のための指針の整備 ・従業者に対する研修の定期的な実施（年に1回以上）	全て実施している			39.40

自己評価等の実施	64	事業所が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	○			40
地域に開かれた事業運営	65	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。			地域との交流は今後の課題	40
他の事業所等との連携・交流	66	市町村の自立支援協議会やグループホームの連絡会等に参加し、行政機関や関係団体、同じ地域の他の事業所等と連携・交流しているか。 *具体的に参加している会も含めて記載		○		40
地域連携推進会議の開催	67	利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村担当者等により構成される地域連携推進会議をおおむね1年に1回以上開催し、地域連携推進会議において、事業運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けているか。	○			41.42
	68	地域連携推進会議の構成員が共同生活援助事業所を見学する機会を、おおむね年に1回以上設けているか。(複数の共同生活住居(サテライト型住居を含む)を設置している場合は、住居ごとにおおむね年に1回以上、見学する機会を設けているか。)	○			41.42
	69	地域連携推進会議を実施した後、会議において行った報告、構成員から聞いた要望・助言等を記録し5年間保存するとともに、その記録を公表しているか。	○			41.42

事業所の運営や支援の質の向上に向けて、独自に行っている工夫や取り組んでいること等(自由記載)